

平城宮・平城京出土の木簡

平城宮跡発掘調査部

1980年度の平城宮および京跡の調査において木簡が出土したのは、宮の南面東門前の二条大路北側溝(第122次), 東院西辺地区(第128次), 法華寺西南部(第123—4次), 東二坊坊間大路西側溝(第123—26次)等である。ここでは主なものを紹介することとし、積文の詳細については『平城宮跡発掘調査出土木簡概報』に譲る。なお、1978・79年度の木簡出土状況を参考のために別表に掲げる。

二条大路北側溝出土木簡(第122次調査) 南面東門前の二条大路北側溝(S D 1250)からは計146点出土した。この側溝は、門基壇前面部分について後に下層の堆積を除去しないまま埋め立てられ、

門の東・西端で止る浅い素掘り溝S D 9450・9452となる。木簡はS D 1250から出土した。S D 1250からは200点以上の木製人形が出土しており、六月・十二月の晦に朱雀門付近でおこなわれた大祓との関係が連想されるが、木簡には特定の年中行事と関連づけらるものはない。S D 1250が二条大路北側溝として機能していた時期を知ることができる、年紀を有する木簡には次のようなものがある。

(表)「天平四年」(裏)「四年」 (表)「天平六年」(裏)「□□□坊」

また郷里制施行時期(靈亀元年~天平十二年)の付札としては、

〔磨カ〕「□□国賀茂郡□□郷三和里」

「備前国上道郡安度郷立原里 大部□□足三斗并六斗」

「□小野里
□庸米六斗」

などがある。郡郷制によるものとしては、「益珠郡馬道郷石辺玉足」、「但馬国養父郡賀母郷白米五斗」などあるが、郷里制のものとの層位の差はみられない。

文書様の木簡には次のようなものがある。

□□ □□

「□奴大魚之自家尔浪人集令住事問給申久□□」

(表)「造兵司移衛門府 大橋并幹事 以前等物修理已訖宜」

(裏)「承状知以今日令運仍具状以移

天平三年十二月廿日從七位上行大令史葛井連『□足』」

(表)「内侍高田丹比門出八日多治□」

(裏)「□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□」

「奴大魚」木簡については、奴が奴婢の奴なのかあるいは自分を卑下しているのかの違いに

調査次数	調査地区	点数	調査年月
110次	6 A L F	66	1978. 6—11
111次	6 ABG・BH BT・BU	24	1978. 4—7
117次	6 A B Q	1	1979. 10—12
118—8次	6 A F J	18	1979. 7—8
118—22次		2	1979. 12
118—23次	6 A F I -R	19	1979. 12
121次	6 A F I	38	1980. 1
118—30次	6 B F K	1	1980. 2
120次	6 A L F	108	1980. 1—5
122次	6 A A Y	146	1980. 3—7
123—2次	6 A G F	1	1980. 4
123—4次	6 B F K	45	1980. 4—5
123—23次	6 A S I	5	1980. 11—12
123—26次	6 A L H	18	1980. 12
125次	6 A I M	8	1980. 11—1981. 1

木簡出土状況

よって内容の理解のしかたは大きく変る。「奴」の上の一字は片仮名のエの如き残画が認められるのであるいは卑称の「主奴」とも考えられる。助詞を小さく漢字で表記していること、浪人を自家に住まわせたことを問責されているらしいことなど、文体・内容ともに興味を引く。衛門府に充てた造兵司の移は表裏で文章が完結する。公式令移式条の義解によれば「凡被_レ管者。不_レ得_ミ以_レ移直向_ニ他司_ニ。皆先申_レ所_レ管。々々々更修_レ移向_ニ他司_ニ」とあって、兵部省被管の造兵司が衛門府に対して直接移を発することはできない。また署名をした官人も大令史一人だけで略式のように見うけられる。三番目のものは中央から割られており、右半分の墨痕からこのよう_レに釈読した。丹比門はこの木簡が出土した壬生門とは正反対の北面東門にあたる。門号を記した箇_カしたものには「伴門□」と記した断片も見つかっている。

「右五人進ニ階正八位下」 「五」以下の9文字は墨線で消されている。側面上方には孔が貫通し、右五人と記されているので、この種の木札を何枚か横に連ねたかと思われる。第32次調査においても宮の東南角から役人の勤務評定をおこなった考課木簡が多量に出土していることとこの近くに式部省の存在が予想される。

以上に紹介した他にも次のようなものがある。

(表)「大膳職官人県加利禄_{縦二匹}」
(裏)「六月四日」
〔近石力〕
□□□

(表)「謹解故請 □ □ □ 先日受食米」(裏)「□□□□□□□□□□□□」

「大伴」

「揀割鮑六斤」

(表)「女女依□死□」^{〔廿九〕} (裏)「重病受死」

最後に掲げた釈文は人形の表裏に記したものである。

調査地は法華寺と阿弥陀浄土院との境界位置にあたる。

木簡は東西溝から43点、池から1点出土した。兵衛と借銭関係のものが含まれていた。

「猶首乙山謹解申」 (表) 「兵衛猶弟山乙乙乙乙」 (裏) 「□」

(表) 「□□_{〔錢カ〕}□
□山部□□ 大角」 (裏) 「合+□□_{〔ニカ〕}」

東二坊坊間大路西側溝出土木簡(第123—26次) 左京二条二坊五坪の東北隅の東二坊々間大路西側溝から合計18点出土した。そのうちで注目されるのは伊勢国安濃郡からの神亀四年(727)の年紀をもつ調銭につけられた荷札である。調の銭納は和銅五年十二月に始り、貢納地域は初め京と畿内諸国、のち養老六年九月に畿内周辺国に拡大された。これまで平城宮では天平元年の越前国大野郡と播磨国佐用郡および年紀を欠くが大和国高市郡からの調銭荷札三点が見つかっている。(木簡2079号、2080号、『平城宮跡出土木簡概報(専)』)

(表)「伊勢国安濃郡長屋郷甲可石前調錢壹貫」

(裏) 「 神龜四年十月

(清田 善樹)